

資料 3

科学技術・学術審議会
産業連携・地域振興部会
(第 11 回) R7.6.4

科学技術・学術審議会 産業連携・地域振興部会の公開の手続について（案）

令和 7 年 6 月 4 日
科学技術・学術審議会
産業連携・地域振興部会決定

科学技術・学術審議会令第 11 条及び科学技術・学術審議会産業連携・地域振興部会運営規則第 7 条の規定に基づき、科学技術・学術審議会産業連携・地域振興部会（同運営規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同部会に設置する委員会等を含む。）の公開の手続について以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに科学技術・学術審議会産業連携・地域振興部会の庶務部局（文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課）に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会産業連携・地域振興部会の庶務部局（文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課）に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。
イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から

行うものとする。

ウ．撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(4) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、部会長の指示に従うこととする。

(参考)

科学技術・学術審議会ホームページの開設について

平成13年4月13日
科学技術・学術審議会了承

国民への積極的な情報提供を行うとともに、委員相互の情報の共有化を図り、円滑な審議に資するため科学技術・学術審議会ホームページを開設しました。

- ① 委員の略歴等を掲載するとともに、各分科会等における審議状況を迅速に閲覧可能にします。
- ② 分科会等の審議状況について、各委員からご意見等がある場合は、いつでも電子メールで意見をお寄せください。メールアドレス shingist@mext.go.jp

1 開設場所 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>の審議会情報に掲載。

- 2 掲載内容
- (1) 新着情報・・・審議会の開催状況等を掲載
 - (2) 概要等・・・科学技術・学術審議会設置の経緯等を掲載
 - (3) 答申等・・・答申等を掲載
 - (4) 議事録等・・・議事録等を掲載
 - (5) 委員の紹介・・・各委員の略歴等を掲載
 - (6) 各分科会の情報・・・各分科会の開催状況等を掲載
 - (7) その他・・・総合科学技術・イノベーション会議や旧審議会のホームページにリンク